

会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

千葉県障害者雇用優良事業所 （「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」）募集

県では、障害のある人を積極的に雇用している企業や事業所を認定・公表しています。認定されると、認定書が交付され、会社案内や名刺等にロゴマークを使用することができます。また、一般的な事業資金より低利な「障害者雇用推進資金」に申請することができます。

【認定条件】

- 県内に本社、支店等があること
- 法定雇用率（2.2％）を達成していること（従業員45.5人未満の事業所にあつては、障害のある人を1名以上雇用していること）
- 雇用継続に向けた取組があること
- 障害のある人の働く意欲が維持される職場づくりを行っていること
- 障害者支援への独自の取組があること
- 法令を遵守していること

【お問合せ先】

千葉県商工労働部産業人材課 TEL：043-223-2756

HP <https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/shougai/friendly/index.html>

